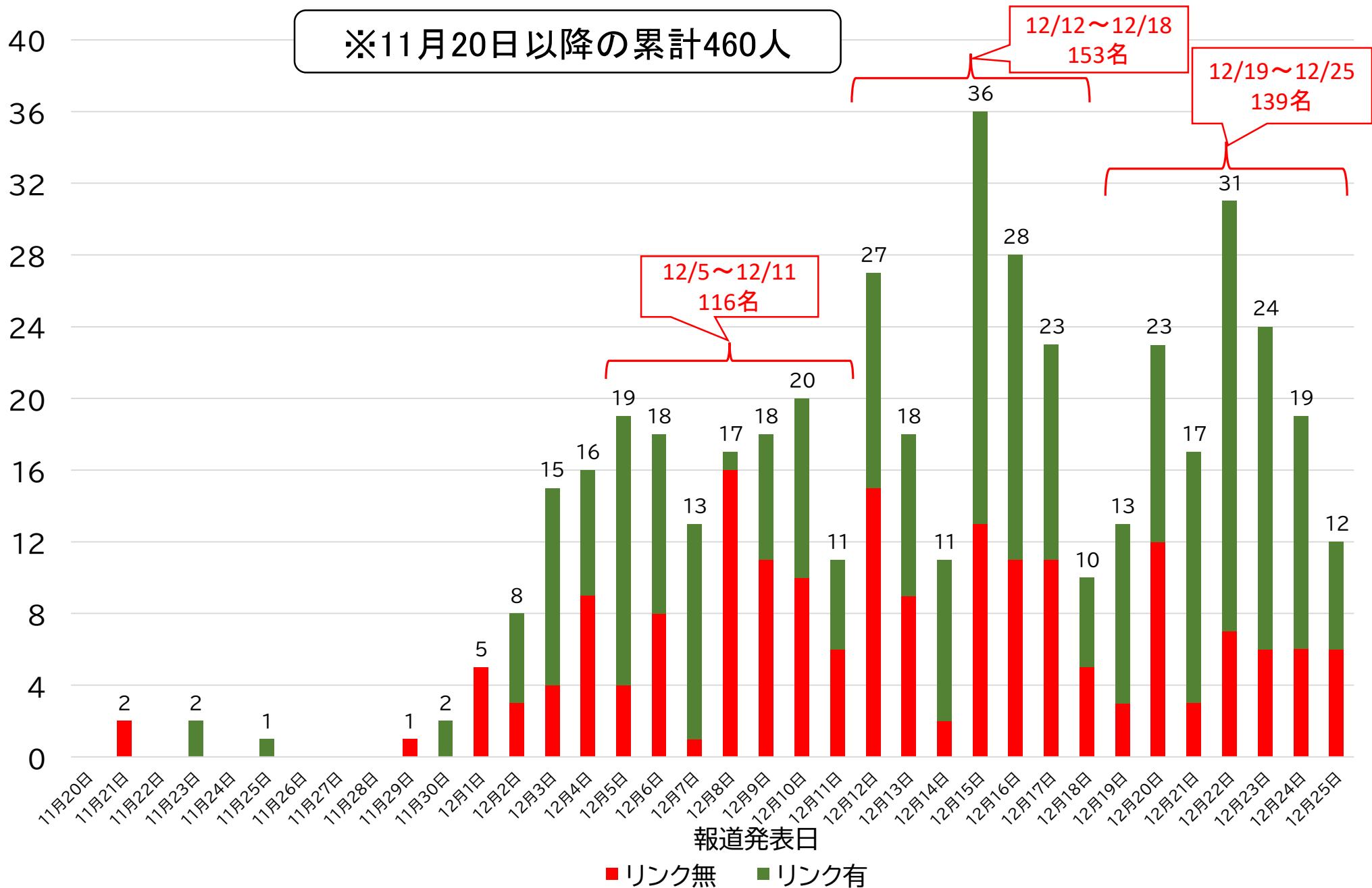


(人) 新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎)(11月20日～12月25日)

※11月20日以降の累計460人



新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

12/5～12/11 ⇒ 116名



1.32倍

12/12～12/18 ⇒ 153名



0.91倍

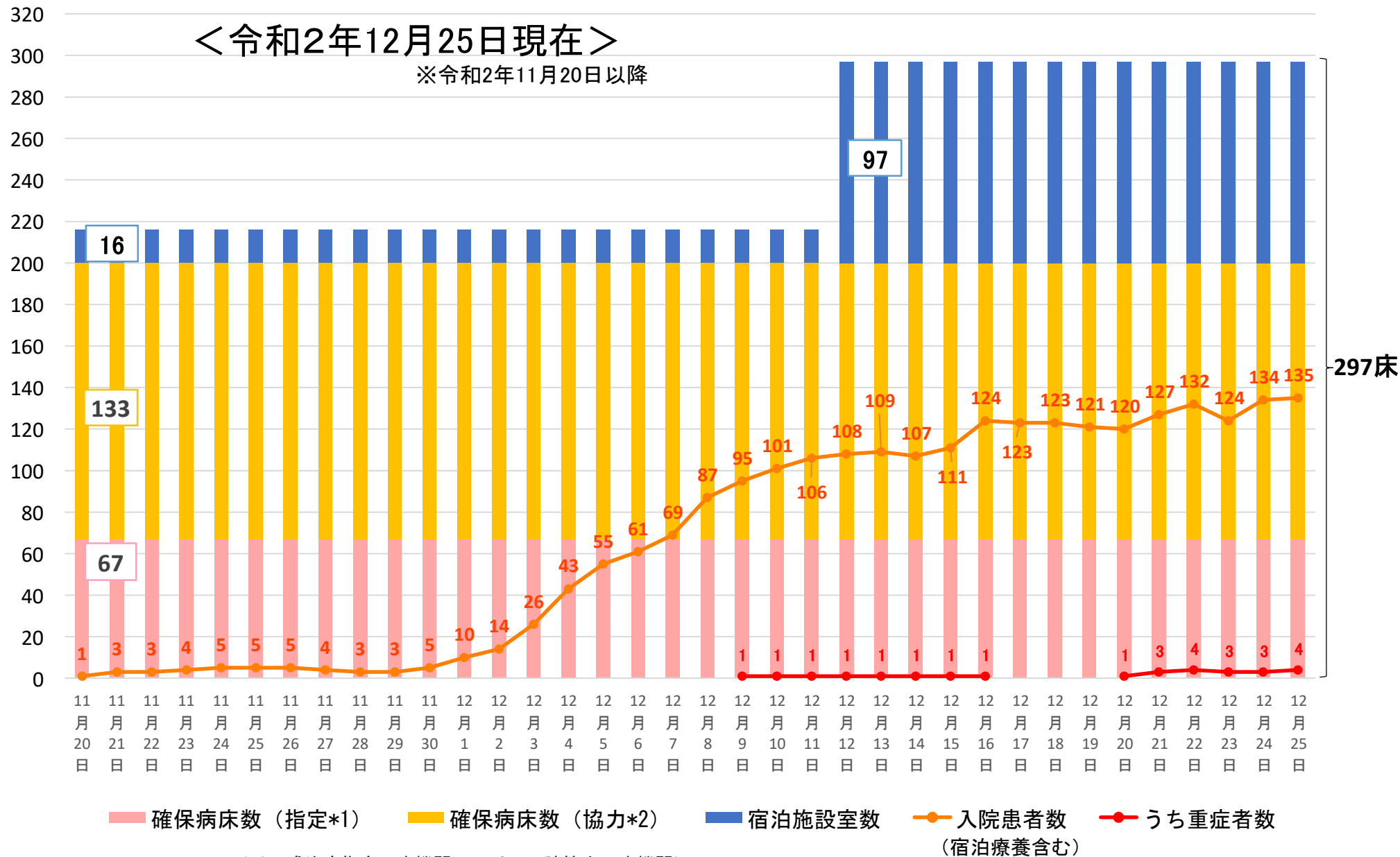
12/19～12/25 ⇒ 139名

入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)

(人)(床)

＜令和2年12月25日現在＞

※令和2年11月20日以降



(*1: 感染症指定医療機関, *2: 入院協力医療機関)

高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況（12月25日現在）	
		対判断指標	総合判断
①全療養者数	特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	183人	特別警戒
②最大確保病床の占有率（200床）	感染観察（緑）：10%未満 注意（黄）：10%未満 警戒（オレンジ）：10%以上 特別警戒（赤）：20%以上 非常事態（紫）：50%以上	59.5% (119/200)	
③直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：0～3人 注意（黄）：4人以上 警戒（オレンジ）：14人以上 特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	12/19～12/25 全数:139人 (うち感染経路不明数:43人)	
④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較	特別警戒（赤） ：直近1週間が先週1週間より多い 非常事態（紫） ：直近1週間が先週1週間より多い	12/12～12/18：153人 12/19～12/25：139人	
⑤感染経路不明割合（直近7日間）	特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	12/19～12/25:30.9% (43/139)	
⑥PCR陽性率（直近7日間）	特別警戒（赤）：10% 非常事態（紫）：10%	12/14～12/20 9.1%（144/1580） (衛生環境研究所以外の検査を含む)	

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年12月25日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—		—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討		休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：10%以上) の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

県内発生事例(145例目～592例目)の大まかな傾向と必要な対策

- ◆ 11月21日から12月24日までに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者（448名）について大まかな傾向を分析
- ◆ 各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)		必要対策
職場	40件程度	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い・咳エチケットの徹底 3密(密閉・密集・密接)の回避
家庭	90件程度	
他県との往来	5件程度	
感染経路不明	165件程度	<ul style="list-style-type: none"> 会食は小規模グループかつ短時間で
飲食・長時間の会話	95件程度	
うち、クラスター(会食)	10件程度	
カラオケ・バー等	20件程度	
クラスター(医療機関)	60件程度	

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

高知県におけるこれまでの流行と年齢の分布

(令和2年12月25日時点)

		全国第1波	全国第2波	全国第3波
期間		2/29～4/29	7/13～10/28	11/21～(12/25)
人数 (事例番号)		74人 (1例目～74例目)	70人 (75例目～144例目)	460人 (145例目～604例目)
年代別	10歳未満	4	8	8
	10歳代	2	0	14
	20歳代	7	7	61
	30歳代	8	15	66
	40歳代	12	19	77
	50歳代	14	7	78
	60歳代	13	7	61 (1)
	70歳代	8 (2) 【1】	4 (1) 【1】	67 (3) 【1】
	80歳代	4 (2) 【2】	3	21 【1】
90歳以上	2	0	7	

※()は重症者数 【 】は死亡者数

新型コロナウイルス感染症の外来・検査体制

受診者

ワンストップ

- 受診者は、必ず検査協力医療機関に電話で予約して受診（できる限り、かかりつけの検査協力医療機関を受診）
- 受診時は検査協力医療機関の指示に従い、必ずマスクを着用し手指消毒

検体採取

検査協力医療機関
(県HPに公表)



必要な院内感染対策に取り組んでいる医療機関

PCR検査
抗原検査

検査協力医療機関
民間検査会社

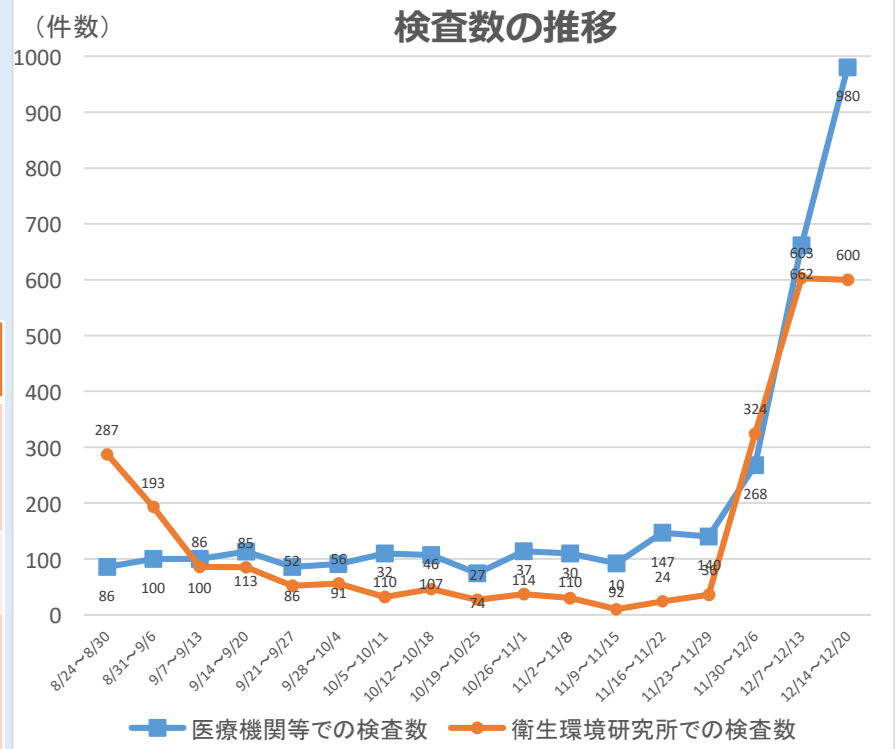
<これまでの経緯>

- ★ 7月29日から県内の医療機関に検査協力医療機関となることを幅広く呼びかけ
- ★ 9月10日に県ホームページ上に検査協力医療機関を公表
- ★ 12月25日現在、検査協力医療機関数197施設

9月10日 ホームページで公表
18市町村 85医療機関

12月25日現在 28市町村 197医療機関

安芸圏域	中央東圏域	高知市	中央西圏域	須崎圏域	幡多圏域
15	29	85	24	17	27
室戸市・奈半利町・田野町・安芸市・芸西村	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町		土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町	須崎市・中土佐町・橋原町・四万十町	宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町



**高知家全員の力を結集し
新型コロナに打ち勝つ！**



県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

12月25日のお願い（期間：12月30日まで→**来々年 1月11日まで延長** 対象地域：県内全域）

○営業時間短縮の協力要請（要請内容については、期間延長前から変更なし）

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
 - ② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
 - ③ **カラオケボックス、ライブハウス**

継続していただく取り組み（来々年 1月11日まで）

○県民の皆さまへ

1 外出について

- （1）飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- （2）「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いいたします。
- （3）**特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いいたします。**

2 会食について

- （1）**人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底等について

- （1）マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- （2）**接触確認アプリ「COCOA」をインストール**しましょう。
- （3）**感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。**

○事業者の皆さまへ

- （1）ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- （2）特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いいたします。
- （3）感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いいたします。

年末年始の帰省や移動についてのお願い

- 1 帰省先や旅行先でも、マスクの着用等の感染防止対策を徹底してください。
高齢者など、重症化のリスクの高い方への感染につながらないよう、特に注意してください。
- 2 会食については、県内だけでなく県外においても、人数は「4人以下のグループ」
で、時間は「2時間以内」としてください。
- 3 そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- 4 特に、発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えてください。

12/16～12/30(15日間) + 12/31～1/11(12日間)

○高知県内において、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、
12月16日から令和3年1月11日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ **協力をいただける事業者には、下記Ⅱ協力金を支給**

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：12月16日～令和3年1月11日（対象地域：県内全域）

営業時間短縮の要請の対象施設 （要請の対象施設は前回（4/24～5/6）と同じ）

*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

①飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③カラオケボックス、ライブハウス

※なお、午後8時を超えて営業している①～③の施設で
感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合
も対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

**要請期間中（12月16日から令和3年1月11日まで）に、
営業時間短縮に協力をいただける事業者**

1店舗（事業所）あたり最大108万円（1日あたり4万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

最大 60万円（15日間）

↓
最大108万円（27日間）

2. 予算額

54.1億円（事務費含む）

※うち12月専決 24億円（12月28日専決予定）

3. 支給スケジュール等

①電話相談窓口の設置 12月15日(土日、祝日、年末年始含む)

【窓口：TEL088-823-9809 受付時間9:00～17:00】

②申請受付開始 12月21日

③協力金の支給開始 できる限り速やかに

④申請受付終了 令和3年2月12日(消印有効)

Go To Eat事業について

(農林水産省へ要請)

①食事券の新規販売停止

②販売済みの食事券や付与されている
ポイントの利用自粛

(登録飲食店が実施する宅配、テイクアウトを除く)

令和2年

令和3年

期間: 12月31日(木) ~ 1月11日(月)

ポイント

県民生活や県内事業者の経営を守るため、**本県の厳しい感染状況を踏まえた必要な対策**について、**関係省庁等に対して再び緊急提言を実施。**

主な提言内容

1. 医療提供体制の確保、感染拡大防止

1.

(1)医療崩壊を防ぐための医師・看護師等の人材確保

→地域医療を守るためにも、**医師や看護師等の医療従事者を迅速に確保できる全国的な仕組み**を国において早急に検討すること。

(2)特措法等の改正について

→事業者への休業要請や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、事業者の遵守義務、営業補償に資する協力金制度等の措置について、**特措法等の改正に向けた検討**を早急に進めること。

(3)地方創生臨時交付金の柔軟な運用について

→都道府県知事が営業時間短縮等の要請が必要と判断した地域については、「協力要請推進枠交付金」の対象とすること。また、酒類の提供に関わらず、**全ての飲食店を対象とすること。**

→交付限度額の算定にあたっては、**財政力の低い地域や人口当たりの感染者数などに配慮**するとともに、**早期に配分額を示す**こと。

(4)緊急包括支援交付金の拡充

→**追加の財政措置**を行うとともに、医療従事者等への慰労金について、**対象期間の延長、支給対象の拡大**を図ること。

→医療機関等のスタッフに対する**危険手当の支給についても包括支援交付金の対象**とすること。

2.

2. 経済影響対策

(1)持続化給付金の延長及び再給付

→**売上算定期間について、1 2月を起点に当面、令和3年3月まで延長し、再度、給付金の支給**を行うなど、**制度の拡充**を図ること。また、売上の対前年度比単月50%減の**給付要件を緩和**すること。

(2)家賃支援給付金の延長及び増額給付

→**売上算定期間を当面、令和3年3月まで延長し、総支給額を増額**するとともに、既に支給を受けた事業者には**増額分を追加給付**すること。

(3)生活福祉資金貸付制度の改善

→償還免除について、**適格要件を緩和**するとともに、**据置期間や償還期限の延長**を行うこと。